科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 30 年 6 月 30 日現在

機関番号: 32662

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K02122

研究課題名(和文)古代日本の儀礼における芸能奏上の意義 日中比較と身体行動の視点から

研究課題名(英文)The political significance of ceremonial music and dance performance in ancient Japan, in comparison to China and from the point of view of physical activity

研究代表者

平間 充子(平間充子)(HIRAMA, MICHIKO)

桐朋学園大学・音楽学部・講師

研究者番号:90600495

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文):古代日本の儀礼中の音楽・芸能について、正史や儀式書の記述をもとに儀礼自体の持つ意義との関連性を考察した。例えば内教坊と呼ばれる女性のみの奏楽機関が演奏する内宴と菊花宴は、成立当時嵯峨天皇が推進していた唐風政策と、女性が政治の場から排除される動向に通じ、古代中国の百戯を淵源とする相撲儀礼は、国威を示す大芸能大会から奉献的儀礼へと変遷した結果近衛府官人が芸能も司ったと判断できる。

。 一方、これらの研究の思想的な背景となるミュージッキングに関し、提唱者スモールがその概念を確立したカタルーニャで調査を行った。旧蔵書閲覧の他、現地のアマチュア演劇での音楽活動、学会などでの講演活動についての情報を収集できた。

研究成果の概要(英文): Using descriptions in period official histories and protocols, I examined how ceremonial music and dance performances reflect the meaning of the rituals themselves. For instance, Naikyobo, which consisted of only female performers, played at Naien (Privy Banquet) and Kikkaen (Chrysanthemum Banquet); it followed the Chinese-model policy, especially the political expulsion of women current at the time those rituals were established. Japanese ritual wrestling originated from ancient Chinese baixi which included many kinds of performance as a show of imperial force. Its style as an offertory ceremony is reflected in the music performance by Imperial guard agency members.

I also explored the background of Christopher Small's idea of "musicking," in Catalonia where he developed the concept. During my stay I conducted research into his former materials and also gathered information on his music activity at an amateur theatre and lectures at musicological meetings there.

研究分野: 日本音楽史

キーワード: 日本芸能史 中国音楽史 中国芸能史 雅楽 日本古代史 日本女性史 相撲儀礼 内教坊

1.研究開始当初の背景

(1)中国における楽の政治的重要性とその解明:中国古代史家の渡辺信一郎によると、周辺の異民族を征服・支配した証として固有の芸能が献上され、国家機関が伝承・実践を行うことで帝国の威信を高める作用も持っており、元日などの儀礼で使用された主に西域を起源とする散楽(百戯)は、訪れた外国使節へ大いに国力を誇示する役割を担っていたと考えられる。

(2)日中の比較政治史、とりわけ女性史に関する研究動向:大津透を筆頭とする礼の比較に関する一連の研究は、元来中国とは異なる支配体系を持つ日本が礼制をどのように関している。一方、義江彰子や服藤早苗らにのいて解明している。一方、義江彰子や服藤早苗らにの明とは、古代日本の朝廷における女性の地位のの究も進展が著しい。近年では、伊集院男女で官制の視点から検証を行い、元来は男女ペアで行われることを基本としていた王権がアで行われることを基本としていた王権はの奉仕が、女性を排除した中国的な支配している。

(3)『源氏物語』の中の音楽とその演奏:山田孝雄の名著『源氏物語の音楽』を嚆矢とし、近年では磯水絵が音楽に関する全記述を網羅しより実証的な論を展開している。とりわけ、音楽をともに演奏することが信頼関係の象徴として描かれているとの中川正美の指摘は、音楽を人間関係や社会的背景と関連させた見解として興味深い。

(4)身体行動として、社会的表象としての音 楽・芸能:民族音楽学(音楽民族学)では、 音楽や芸能を社会的な脈絡の中に位置づけ る視点や、舞踏や儀礼などとの関連性に鑑み、 音楽・芸能を行為として捉える視点がかねて から用いられており、その視点は、2000年代 に入り応用音楽学からも提唱されてきた。ク リストファー・スモールのいわゆるミュージ ッキング、それをとりわけ身体論の視点から 展開する山田陽一らは、音楽の発信だけでな く、受信するという行為も重要視するが、注 目すべきはスモールが行為としての音楽を 儀礼に例えて論じている点である。著書から 引用すると、儀礼とは「その身振りを通じて、 自分たちがそうあるべきと想像し、考え、感 じる世界を模範にしつつ、自分たちがどう結 びついているかを表現する」ものとされるが、 この主張は、古代日本の饗宴儀礼は、君臣関 係の確認と維持のために大きな意義を持っ ていた、とする日本古代史の通説と合致する。 さらに、スモールが「儀礼とはもちろん行為 である」ことの具体例として挙げる「作る、 着る、陳列する、食べる、実演する、使うと いう行為」は、全て日本古代の饗宴儀礼に普 遍的にみられる特徴であることから、「儀礼」 における音楽や芸能を、「発信」・「受信」双 方による「身体」行動として論じる視点は、 古代日本の儀礼と芸能の研究にとって重要 であると考えられる。

2.研究の目的

古代日本の朝廷の儀礼における音楽や芸能 奏上の意義について、 日中の比較 身体行動 の3つの視点から考察す る。具体的な芸能としては、「散楽(百戯)」 と「女楽」を取り上げ、導入の経緯や主に隋・ 唐代のそれらとの差異を明らかにしつつ、な ぜそのような違いが生じたのかを、日中の政 治的・社会的状況と結び付けて検証する。結 論として、日中の音楽・芸能の伝播を明らか にするのみならず、社会を反映した身体行動 や統治思想として音楽や芸能が果たしてい た重要性を指摘し、日中比較政治史にも新た な視点を提供する。なお、女性による音楽演 奏や、社会的・個人的関係性の象徴としての 音楽演奏について補足するものとして、『源 氏物語』中の例についても考察する。あわせ て、儀礼と音楽との関係を身体行動から論じ たスモールのミュージッキング理論が成立 した背景を探る。

3.研究の方法

(1)使用する主な文献資料は、六国史、官撰儀式書「内裏儀式」「内裏式」「儀式」(9世紀成立) 私撰儀式書「西宮記」、「北山抄」、「江家次第」(10~12 世紀成立) など。また、中国側の資料としては正史から主に礼楽志・音楽志、「大唐六典」、「通典」など。

(2)諸儀礼中や『源氏物語』作中で行われる芸能の実態、とりわけ、「いつ」「どこで」「どのような人々が」「なぜ」演奏したのか、あるいは「演奏しなかったのか」といった点にも注目する。

(3)先行研究としては、日本古代政治史、中国古代政治史、それぞれの地域の音楽史の成果に大きく依拠する。とりわけ、中国芸能史については上海音楽院の趙維平教授から専門的知識の提供を受け、古代中国の儀礼と芸能については京都市立大学伝統音楽研究センター所長の渡辺信一郎の研究成果を参照する。『源氏物語』中の奏楽については、国文学の研究成果に基づく。

(4)ミュージッキング理論の背景調査としては、スモールがその代表的著書『ミュージッキング』を執筆した最後の居住地であるスペインのカタルーニャ地方で現地調査を実施。

4. 研究成果

(1)朝廷の儀礼と奏楽に関する考察 - 身体行動の視点から:日本古代の国家的な饗宴儀礼である節会、およびそれに準ずるその他の饗宴儀礼において、雅楽寮と近衛府とがその場で確認・表象される君臣関係が律令に基づものであるか否かによって奏楽を分担・担も行った。更に、そこで振る舞われる酒食、下賜される衣はいずれも身体レベルで臣下の関係を深める役割を担っていたとの日本古代史の先行研究に鑑み、芸能を「行う」のみならず「視、聴く」ことが社会秩序を維持す

る身体行動として機能していた可能性を指 摘した。その第1の例が雅楽寮の奏楽の意義 であり、社会秩序の表象として、移動可能な 政治的装置として機能していた可能性が窺 われる。すなわち、雅楽寮のみが奏楽を行う 5 つの儀礼は天皇を頂点とした律令的秩序 を確認する儀礼であることが知られている が、天皇が臨席するのは御斎会(みさいえ) のみである。二宮(にぐう)大饗・大臣大饗 に関しては元日節会との比較を通じて、また 列見(れけん)・考定では挿頭花(かざし) という頭部の飾り物に着目し、さらに「御斎 会に准ずる」法会では雅楽寮が派遣される、 という当時の概念から、「律令的機関として の雅楽寮の奏楽」が人為的に設定され、移 動・派遣が可能な政治的装置としても機能し ていた可能性を指摘した。また、朝廷の饗宴 儀礼における「聴く」ことの重要性について、 身体行動の側面から検証を行った。先行研究 では「視る・聴く・食べる・飲む」といった 身体行動を同じ場で同時に行うことによっ て、支配者としての一体感を得る作用があっ たことが指摘されているが、一方で「視る・ 食べる・着る」といったレベルでは位階や官 職により厳然たる差別が設けられていたこ と、そして参加者全員が平等に享受できる身 体行為は「聴く」ことのみであったことを大 臣大饗を例に指摘し、日本における儀礼芸能 が社会秩序を保つために重要な役割を果た していた可能性を示唆した。

(2)中国古代の百戯と日本の相撲儀礼に関す る考察:日中双方の正史や儀式書などの記事 を分析し、両者に見られる異民族性と煬帝が とった異民族政策の特徴、ひいては異民族・ 服属地域の芸能を国家が掌握・披露する意義 について指摘し、その日中における差異が支 配の概念や国家の成り立ちの違いと関連し ていることを示唆した。日本の7世紀の相撲 は百済からの使節への饗宴儀礼に於いて行 われ、また辺境の服属民である隼人が中央へ 朝貢した際に相撲人として奉仕していると いった異民族性の強さが特徴であるが、それ は煬帝が主宰した百戯に通じ、日本の初期の 相撲儀礼に大きな影響を与えていたと考え られる。幾度かの改編を経て、雅楽寮ではな く左右近衛府が奏楽を担当するようになっ たのは、国家の威信を誇示する大芸能大会で あった当初の意義を離れて武力的側面の重 要性が増し、奉献的儀礼として定着するに至 ったためとの説明が可能であり、芸能の奏上 が日本独自の君臣関係を反映している例と 位置付けられる。

(3) 女楽の奏される儀礼と女楽に関する考察: 古代日本の朝廷で活動した女性のみの奏楽機関である内教坊と、内教坊が奏楽を行う内宴と菊花宴について、倉林正次、滝川幸司、岸野幸子、長谷部寿彦らの先行研究を参考にしつつ考察を行った。8世紀半ばより史料に

現れる日本の内教坊は、その名称はもとより、 使用していた楽器や日中双方の図像史料か らも中国唐代のそれを模していたことは明 白である。一方、宮廷儀礼である内宴および 菊花宴は、漢詩の宴として知られる他、重要 な政策的意義を持っていたことが既に指摘 されている。すなわち、菊花宴、内宴の成立 時期に積極的にとられていたいわゆる唐風 政策は、嵯峨・仁明両天皇の個人的趣味では なく、官僚制を整備し天皇により権力を集中 させることを目的とした中国風の文化・制度 の導入であった。私的な饗宴の色濃い内宴は、 詩作をする文人の席が通常の儀礼に比べ天 皇と近接していることから、天皇が文人と個 人的結合を強める特徴を持っており、菊花宴 においては詩作する人物へは臨時に禄が増 加されるとの優遇措置が規定されている。い ずれも、中国風の文化に精通し、また下級官 吏故に従来の政治慣習にも縛られにくい文 人たちを優遇し、彼らと個人的な関係を深く した上で、やがて側近として重用する契機と も位置付けられ、天皇にとっても文人にとっ ても政治的に重要な場であった。そこで内教 坊が音楽と舞を担当する必然性として、第一 に中国唐代、当時としては最先端の中国文化 を彷彿とさせる点と、第二には唐内教坊が皇 帝の私的空間のみで演奏することに鑑み、天 皇との親密さの象徴たり得ることの2点を 指摘した。さらに、より重要な点として「女 性のみが奏上する芸能を、男性が視る」とい う状態は、当時復活されたいわゆる踏歌節会 にも通じる現象であること、つまり一時停止 前に行われていた男性官人による踏歌芸能 の奏上が廃止されて女性のみの踏歌奏上と なったことを指摘した。これは、伊集院葉子 らが実証した、女性が朝廷の政治的地位から 排除される傾向とも合致し、朝廷の饗宴儀礼 における芸能が、当時の政治的状況や儀礼そ のものの意義と密接に関連していることを 示す。同時に、従来とは違った新しい君臣関 係を築くために設定された儀礼の場であっ たからこそ、雅楽寮や左右近衛府といった従 来の奏楽機関の芸能が不適当と考えられ、別 個の奏楽機関が必要とされていた可能性を も示唆したい。

(4)鼓吹に関する考察:『儀式』巻第九「三月一日鼓吹司に於いて生等を試すの儀」を読解。同史料は、古代日本における軍楽隊・鼓吹司の官司としての活動と実際の奏楽の様態などについて示す唯一のまとまった史料でありながら、未だ十分に吟味されていなかった。使用されていた楽器類、その奏法、とりわけ軍楽としての役割について、日本古代史分野の研究者の助言のもと分析を行った。

(5)「源氏物語」に見られる音楽演奏と人間 関係:「若菜下」に見える所謂六条院の女楽 を分析し、六条院世界における女君の立場が、 それぞれの担当する楽器や合奏での役割に 象徴されていることを指摘。さらに、「源氏物語」中では、音楽をともに演奏することが信頼関係の象徴として描かれているとの中川正美の研究に鑑み、音楽の場に臨席しながら「演奏しない」人物に着目し、彼(女)が置かれている社会的な疎外状況や個人的に疎遠な関係が、「演奏しない」という状態にも反映されている可能性を指摘した。

(6)ミュージッキング理論の背景に関する現 地調査:儀礼と音楽演奏を関連付けて論じた 応用音楽学者であるクリストファー・スモー ルのミュージッキング理論の背景を探るべ く、現地調査を行った。期間は2016年7 月および2017年7~8月の計1か月、場 所はスペイン国カタルーニャ州内のジロー ナ市およびシッチェス市などである。まずジ ローナ市では、本人より直接寄贈されたジロ ーナ大学文学部図書館所蔵の旧蔵書の 70% を閲覧し、本人のものと推定される書き込み を調査。スモールがイギリスでの職を離れた 後、パートナーのミュージシャンであるネビ ルと共に移り住んで『ミュージッキング』を 執筆したシッチェス市では、スモールが行っ ていた現地イギリス人コミュニティーなど における音楽活動に関する聞きとり調査を 実施。また、バルセロナ市を中心とする学会 での講演活動について、同市在住の民族音楽 学者から情報収集を行った。

(7)今後の展望

朝廷の儀礼における雅楽寮・近衛府奏楽の 実態と意義:今まで用いてきた正史や儀式書 のみならず、平安貴族の日記類にまで分析の 対象を広げてより多くの実例を検証。その上 で、倉林正次・神谷正弘らの儀礼研究、藤井 恵介などによる古建築研究を参考に、楽人・ 舞人と他の出席者の位置関係を確認した上 で、とりわけ近衛府に関しては奉献的側面に ついての考察を深め、古代儀礼における芸能 奏上の問題の総括を行う。

日本の朝廷と中国、主として隋・唐代の宴会儀礼に関する芸能の比較研究 - 日中における儀礼の奏楽と支配の概念・構造に関する芸能の比較研究 - 日中にある察: 唐代の元日に周辺諸国の使節が皇帝に謁見し饗宴を受ける元會儀礼は、日本古代の朝廷で正月元日に持たれた節会に大き2つの朝廷で正月元日に持たれた節会に大き2つの正月儀礼に関して、礼楽思想や社会秩序の正月儀礼に関して、礼楽思想や社会秩序の指持といった観点から比較・分析し、その状況を可ように反映しているかについて考察をどのように反映しているかについて考察を必要をある。日本のものとしては倉林正次・神谷のようである。日本のものとしては岸辺成雄、渡辺信一郎らの先行研究を参照。

鼓吹楽と内教坊(女楽)に関する日中の比 較研究:鼓吹は、元来北部の騎馬上の音楽で あったが、軍楽として、また臣下に下賜し、 皇帝の徳を広く頒布する装置としても機能 していたことが渡辺信一郎により指摘され ている他、鼓吹が用いられる喪葬儀礼に関す る研究は、主に稲田奈津子によりその法令上 の特色・実態ともども詳細に進められている。 -方、女性演奏家は家臣の身分・皇帝との関 係性によって下賜されるものであったこと を榎本淳一が指摘している。日本女性史に関 しては伊集院葉子の研究を参考にしつつ、中 国から日本に導入されながら定着しなかっ た鼓吹楽、成立当初から中国とは異なる役割 を担った日本の内教坊について、その詳細な 実態を把握し、中国の宮廷においては音楽が 皇帝と臣下とを差別化する機能を持ってい たことを明らかにする。

私的な場面における音楽と芸能の演奏に関する研究 - 算賀と朝勤行幸を中心に:長寿の祝宴である算賀、天皇が父である上皇に賀正を述べる朝勤行幸に関し、服藤早苗らの研究を参考に儀礼構造とその意義、また奏楽の様相を明らかにする。「源氏物語」中の音楽記述および上記 ~ の結果に鑑み、日本では音楽が社会集団内部の個々の結合を強め、一体感を促す作用が比較的強かった可能性を指摘する。

参考文献

伊集院葉子『日本古代女官の研究』2016 年、 吉川弘文館、東京

クリストファー・スモール著、野澤豊一・西 島千尋訳『ミュージッキング』2011 年、水声 社、東京

倉林正次『饗宴の研究』儀礼編、1987 年、お うふう、東京

中川正美『源氏物語と音楽』、2007 年、和泉 書店、大阪

橋本義則『平安宮成立史の研究』、1995年、 塙書房、東京

渡辺信一郎『中国古代の楽制と国家:日本雅楽の源流』、2013年、文理閣、京都

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

HIRAMA, Michiko, Ceremonial music and dance performances in the ancient Japanese court: a study of funeral rites and the importation of imperial performance festivals from China, 2016、『桐朋学園大学研究紀要』42,109-29、査読有

<u>平間充子</u>、古代日本における葬送儀礼の芸能 大陸文化の導入とその展開 、2019、『音楽文化研究』3(確定、中国語翻訳論文)、 査読無

[学会発表](計 15件)

<u>HIRAMA, Michiko</u>, The Sumai Ritual as Imperial Performance, and Demonstration of Mastery, Like the Chinese Baixi Festival, 24th Annual Japan Studies Association (JSA) Conference (国際学会), 查読有, 2018

平間充子、日本古代の内教坊と内宴・菊花宴・嵯峨天皇(在位 809~23)の政策を中心に・、第 12 回日中音楽比較研究国際学術会議(国際学会)、査読有、 2017

HIRAMA, Michiko, Ancient Japanese imperial musical performances as reflections of social order and human relationships, 15th International Conference of the European Association for Japanese Studies(EAJS)(国際学会), 査読有, 2017

<u>HIRAMA, Michiko</u>, The Incorporation of Patriarchy: The Chinese Impact on Women's Presence in 8th Century Japanese Music 44th International Council for Traditional Music (ICTM) World Conference (国際学会), 查読有, 2017

平間充子、国家儀礼としての百戯と日本における展開 踏歌節会の淵源および相撲儀礼について、京都市立芸術大学伝統音楽研究センター共同研究「近世日本における儒学の楽思想に関する思想史・文化史・音楽学的アプローチ」第2回研究会(ゲストスピーカー)、査読無、2016

HIRAMA, Michiko, Sumai 相撲 Rituals as Imperial Performance Ceremonies in the Ancient Japanese Court (7-10C): Introduction of the Chinese Baixi 百戲 Festival and the Social Importance of Konoefu 近衛府 Music and Dance, 2nd EAJS Japan Conference(国際学会), 查読有, 2016

HIRAMA, Michiko, Konoe-fu 近衛府 music and dance performances at offertory ceremonies in the ancient Japanese court (seventh to tenth century): ceremonial performance as a representation of human relationships, 5th Symposium of the ICTM Study Group on Musics of East Asia (国際学会), 查読有, 2016

平間充子、平安時代の内宴と菊花宴、第13回東アジア比較文化国際シンポジウム・2016年ソウル会議(国際学会)、査読無、2016

HIRAMA, Michiko, The Influence of the Incorporation of a Male-Dominated Social System on Female Performance:

Philological Analysis of Japan's Ancient Court (8-9 Centuries), 9th Symposium of the ICTM Study Group on Music and Gender (国際学会), 查読有, 2016

HIRAMA, Michiko, 女性の奏楽と男性上位 社会の導入 - 古代日本に関する文献学的分 析第 5 回アジア太平洋研究スペインフォー ラム(国際学会・スペイン語による発表)、 査読有、2016

HIRAMA, Michiko, Eating, drinking, wearing, watching, listening, and performing in the ancient Japanese court, 43rd International Council for Traditional Music (ICTM) World Conference (国際学会), 查読有, 2015

<u>平間充子</u>、百戯と古代日本の儀礼音楽 - 相 撲儀礼に於ける隼人の芸能を中心に - 、第 1 1 回中日比較音楽研究国際学術会議(国際学 会)、査読有、2015

HIRAMA, Michiko, Women's Role in an Instrumental Ensemble and Aristocratic Life: An Analysis of The Tale of Genji, Japanese Classical Literature from the Early Eleventh Century, Joint Symposium of ICTM Stydy Groups on Music and Minorities, Music and Gender (国際学会・確定), 查読有, 2018

<u>HIRAMA, Michiko</u>, Characters who (did not) perform and their (un)formed relationships: An analysis of The Tale of Genji, Japanese classical literature from the early eleventh century, 6th Symposium of ICTM Stydy Group on Musics of East Asia (国際学会・確定), 查読有, 2018

平間充子、音楽から人間関係を読み解くー「源氏物語」の分析を中心に一、第 14 回東アジア比較文化国際シンポジウム・2018 年日本会議(国際学会・確定)、査読無、2018

[図書](計0件)

〔産業財産権〕 出願状況(計0件) 取得状況(計0件)

〔その他〕 ホームページ等 特になし

6.研究組織

(1)研究代表者

平間 充子 (HIRAMA, Michiko) 桐朋学園大学音楽学部 講師 研究者番号:90600495

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし
- (4)研究協力者 なし